

平成 29 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 議員発議案第 3 号及び同第 4 号の採決方法について
-

平成 29 年 6 月 5 日（月曜日）

議会運営委員会会議録

平成29年6月5日 月曜日

午後1時31分開議

午後2時23分開議（実時間31分）

○本日の会議に付した案件

1. 議員発議案第3号及び同第4号の採決方法について

○本日の会議に出席した者

委員長	野崎伸也君
副委員長	松永純一君
委員	亀田英雄君
委員	中山諭扶哉君
委員	成松由紀夫君
委員	古嶋津義君
委員	前垣信三君
委員	増田一喜君
委員	村上光則君
委員	村川清則君
委員	山本幸廣君
議長	鈴木田幸一君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局長	東坂宰君
議会事務局次長	嶋田和博君

○記録担当書記	嶋田和博君
	増田智郁君

（午後1時31分開会）

○委員長（野崎伸也君） 皆さん、改めまして

こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

◎議員発議案第3号及び同第4号の採決方法について

○委員長（野崎伸也君） 先ほど増田議員ほか13名から、発議案第3号及び同第4号の採決に当たり無記名投票の要求がありました。つきましては会議規則第71条第1項の規定に基づき無記名投票による表決となりますので、この後の議事の進め方について、事務局からまずは説明をお願いします。

○議会事務局長（東坂 宰君） 着座のまま失礼いたします。ただいま委員長からありましたように、表決に当たって出席議員3名以上から無記名投票の要求がありましたので、会議規則第71条第1項の規定に基づき無記名投票による表決を行うこととなります。この無記名投票の方法につきましては、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投票することとなります。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。仮に可否同数となった場合は議長裁決となります。また、議場の出入り口閉鎖や投票用紙の配付、投票箱の点検、投票・開票などについては、選挙規定が準用されることとなります。そこで、開票に際しまして立会人3名が必要となりますので、選任をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） 説明が終わりましたが、まず、無記名投票を要求されました増田議員がこの委員会におられますので、無記名投票を要求された理由を、まずはお伺いしたいというふうに思いますけれども、よろしいですか。

○委員（増田一喜君） やっぱ、この件に関

しては、議員さんたちが自分たちで議論を重ねてこられましたけども、中には会派とかそういうところで、自由投票であるべきなんですけれども、やっぱり会派の中での締めつけとかいろいろかなことあるでしょうから、記名じゃなくて無記名にされると本当の意味での自由投票ができるんじゃないかと、自分の意思表示ができるんじゃないかと考えまして、無記名というふうをお願いをしたわけです。

以上です。

○委員長（野崎伸也君） 確認ですけれども、第3号については14名の方が提案されていたと思いますけど、その中でそういった御意見があったということなんですか。自由投票のほうがいいというような御意見があったということで御理解してよろしいですか。

○委員（増田一喜君） そうです。

○委員長（野崎伸也君） よろしいですか。

○委員（増田一喜君） はい。

○委員長（野崎伸也君） わかりました。

それでは、この件について質疑ありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） うちの会派ではですね、話しました結果ですね、記名投票をしたいという意見がありましたので、この場合、どうなるのか、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（野崎伸也君） 今、記名投票の要求というようなことがあったかと思いますが、その前に古嶋委員から質疑がありますけれども、よろしいですか、古嶋委員、先にこちらのほうを。やられますか。

○委員（古嶋津義君） 局長にお尋ねしますが、可と書くのですか、丸と描くのですか。

○議会事務局長（東坂 宰君） 可と考えられる方は賛成です。否とされる方は反対と書いてください。賛成か反対となります。

○委員長（野崎伸也君） よろしいですか。

それでは、中山委員から記名投票の件に関し

て議事の進め方等についての質疑がありましたので、事務局のほうから回答をよろしいですか。

○議会事務局長（東坂 宰君） まず、先ほど議場におきまして無記名投票の要求がありました。もし、記名投票をですね、要求される場合は、また議場におきまして、どなたかまず提案される、要求される方がいらっしゃって、その人から口頭でのですね、要求をお願いすることになると思います。それにあわせて、先ほどと同じように3名以上必要でございますので、賛同者の確認ということで、賛同される方の挙手をとるということになります。

○委員長（野崎伸也君） 説明が終わりましたが、よろしいですか。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（野崎伸也君） ほかに質疑ございますか。

○委員（成松由紀夫君） 今の関連なんですが、そういうこともわからんじゃないんですけども、先ほど議長は、「所定の賛同者がありますので、この要求は成立いたしました。よって会議規則第71条第1項の規定により無記名投票をもって採決いたします」って宣言されとつとですよ。議場で宣言されたものについて、その準備などのためにしばらく休憩しますですから、先ほど無記名投票で決した宣告をされている後にこういう話をまた後づけでどんどんやるというのは、1回宣告された部分でいくと、ひっくり返ることはないだろうなと。議長がそれを撤回されるというようなことはまずないでしょうから、前例からいって。慣例からですね。

なので、先ほど我々は無記名投票の準備のために時間がかかられてるんだろうという理解でおるんですけど、その辺はいかがなんですかね、事務局。

○議会事務局長（東坂 宰君） まず、先ほど

無記名の投票につきましての要求がありましたので、賛同者等々のことで成立いたしましたので、そういう形で進めますということで議長は宣言されました。その時点では、今おっしゃったように記名投票の要求があっておりませんので、片方だけでしたので、一応そういう宣言がなされたわけで、そこで確定はいたしております。ただ、今ここでお話があったように、この後に記名投票につきましての要求もできますので、それが成立するということになるばですね、両方が競合するという形で、これは後々に続きますけども、それをどちらか決めていくという形になります。

○委員（成松由紀夫君） いや、無記名か無記名じゃないかなんですよ、結論は。でも、無記名の部分で宣言された以上ですよ、そこはちょっと私は違うと思うとですよ。その辺は全国議長会とかいろいろ問い合わせをまたしなっとでしょうけど、一旦宣告して「採決いたします」ということと、会議規則第71条第1項も含めて宣言されてるので、それがまた覆されるということはあってはならないというふうに思いますけど。議長判断になるのかかわからんですけど。

○委員長（野崎伸也君） この件に関して。

○議会事務局次長（嶋田和博君） 今の件につきましてですが、例えばの例を挙げますと、起立採決などにおいて多少を認定しがたいとき、また議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は記名または無記名投票で表決をとらなければならないとされています。これはどういうことかという、議長が起立採決をして、例えば、起立多数、あるいは起立少数というのを宣告をされたとしても、そこから異議を申し立てることができるというふうになっております。それは最終的に記名・無記名投票というのが本来の確実な採決の方法であるからであります。

先ほど無記名投票ということで要求がありまして、成立をいたしました。無記名投票で行いますということで議長が宣告され、準備のため休憩をとっている状態にはありますが、少なくとも、この方法には記名と無記名という2つの方法があるわけですし、一旦宣告したからといって、もう一方の投票方法、採決方法を排除することにはならないというふうな理解をしております。

○委員（成松由紀夫君） それは理解の話ですかね。解釈の話で、事務局としてはそういうふうに理解しとるという、解釈してるという話ですか、今のは。

○議会事務局次長（嶋田和博君） 私たちがですね、議会運営でのバイブルとしております「議会運営の実践」の中でですね、そういった解釈が記載されております。

○委員（成松由紀夫君） 解釈の仕方、あとは正副議長というか、議長の判断によるところになるんでしょうけれども、無記名投票ということの先ほどの増田議員の理由説明もそうなんですけど、本当はこうなんだとか、ああなんだというように、やはり話が、例えば、げなげなで出ている場合のときもですね、後ですっきりきちんとできるように無記名のほうが、やはりきちんと議会の本当の投票ができるんじゃないかなという、やっぱりそういうところがあるんですよ。

質問等々も、うちの古嶋団長の発議に対しては出ておりましたけども、実際問題、こまごま経緯を話す気持ちはないですけど、以前の流れからいけば、うちは4削減を前回打ち出しとして、そして、前回寄り添ったところで2削減で、また2という話と、公明党さんが6段階的削減というのもあって、そういう中で、今回こうですよというのが30と28に出た。その採決方法を、どうやったら本当に反映させるのかといったときの、いわば無記名で、それを先ほ

どの挙手で議長が成立宣言された後に、その投票をもって採決いたしますと言われとるわけですから、そこをしっかりと尊重していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員（増田一喜君） さっきのちょっと確認なんですけど、採決の方法としては起立、挙手もありますよね。それと記名、無記名とあるけれども。ということは、一旦、無記名としますと言っても、いや、記名にしてくれという要求があれば、今度記名もやる。それでもだめだといえば、順次、今度は起立、挙手というふうに、最終、全部の方法をやるということになるのかな、それは。

○委員長（野崎伸也君） なり得ないと思いますけど。説明されますか。（「いや、さっきはそうだったでしょう」「そういうことでしょう。なぜ委員長がなり得ないと答えるのか。事務局のほうでちょっと」と呼ぶ者あり）

○議会事務局次長（嶋田和博君） 会議規則、先ほどから申し上げますとおり、本来、記名、もしくは無記名投票によることとされております。しかしながら、議事の効率、能率性の問題から、よっぽど可否同数、賛成・反対が拮抗するというのがあらかじめわかっている場合を除き、議事の効率性から起立あるいは挙手の採決をとることになります。一般的にそういった議事の進め方をしますが、その中で異議が出た場合、記名、無記名の投票に移行をするということになります。ただ、この両方が競合した場合は無記名投票でどちらにするかを決めるという流れになっております。

○委員（増田一喜君） ということは、それから先は起立、挙手とかは一切ないと、ルール上はないということなんですかね。

○議会事務局次長（嶋田和博君） はい、そういう選択肢はございません。

○委員（増田一喜君） 一つ勉強になりました

た。

○委員（成松由紀夫君） 関連で。大体今の話を聞くと、通常が起立、挙手。重要なやつは起立。私たちが認識するところですよ。予算の大事なところは起立、あとは挙手。拮抗するようなときに起立採決であったり、今言われた無記名とか記名とかというところになるんでしょうけど、最終的にそれは議運で決めたりとか、通常しないじゃないですか。本来はその決定権ちゅうのは議長にあるわけですよ。そこはどうなんでしょう、決め方として。今までの関連。

○議会事務局次長（東坂 宰君） 通常であればですね、先ほど嶋田次長が申しましたように、起立であったり挙手であったりで決めます。この記名あるいは無記名の投票につきましては、議運とかではなくてですね、議場、本会議場におきましての要求、きょうの場合は口頭でしたが、事前にですね、これを文書として出すこともできます。これが一番優先されるということになりますのでですね、これが出れば投票でやる。無記名、記名にかかわらずですね。

○委員（成松由紀夫君） ちょっと今の、方法論としてですよ、通常は申し入れがあればということが今出たんですけど、通常は議長がそこは決めていきなるわけでしょう、単純に。これは起立です、これは挙手ですよと、それは議場整理権の部分で議長が判断して、拮抗するごたっけん、これは起立でいくとか。その無記名、記名というのは、要求が議場であった場合、きょうみたいな慣例じゃないようなことがあったときは、こういう対応をしていくんだけどということで、そもそもでいうたら、議長がそこは判断していくというところかどうかだけを確認したかつて、私は。

○議会事務局次長（東坂 宰君） 通常の状況におきましては、成松委員がおっしゃったとおりで、議長の判断でやっていきます。

○委員（成松由紀夫君） 議長の判断、議事整理権ということでよろしいですね。

○議会事務局長（東坂 幸君） はい。

○委員（増田一喜君） 今さっきあれやったけど、文書で出したらそっちを優先しますと言われて、きょうのやつは口頭で言いましたよね、議場では。それが決定されたんだけど、次、文書が出てきたということなら、それが優先されますということになれば、議場で先ほど口頭で言ったのよりも優先するちゅう意味合いを持ってるんですか。

○議会事務局長（東坂 幸君） それは文書の場合も、口頭の場合も同じ効力でございます。文書で出たほうが強いとか、口頭が弱いとか、そういう部分はありません。同じものとして取り扱いをいたします。

○委員（増田一喜君） 優先権はないということね。

○議会事務局長（東坂 幸君） はい。

○委員長（野崎伸也君） ほかに質疑ございますか。

○委員（中山諭扶哉君） 今さっきちょっとお話の中で、記名か無記名かを無記名で決めますみたいな話を今聞いたんですけど、それはちょっと、どういうことなんでしょうか。

○委員長（野崎伸也君） もう1回よろしいですか。

○議会事務局長（東坂 幸君） まずですね、先ほど無記名投票が出ております。今度もし、記名投票が出て競合した場合はですね、これは、皆さんお持ちの会議規則の中です、71条第2項によってですね、議長は、両方あった場合は、いずれの方法によるかを無記名投票で決めるということは、これは規定されておりますので、この規定に基づいて粛々と進めていくということになります。

○委員長（野崎伸也君） よろしいですか。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（野崎伸也君） 今のに関連して、ちょっと東坂議会事務局長に確認しますが、先ほど、議事の決定に当たっては議長の権限になるというような話をされましたけれども、規則によって決まってるという話ですよ、先ほどの説明からいけば。議長にどんなに裁量権があったとしても、順番的に、異議があったりすれば、それを優先して諮っていかなければいけないというふうなことが決まってるということでよろしいですか。

○議会事務局長（東坂 幸君） そうでございます。先ほど私が「議長が」と言いましたのは、要するに、基本的には投票が1番なんですけども、採決の場合に、起立をしたり、挙手をされたり、そこの選択についてはですね、議長が、もちろん例規に基づきながらですけども、そちらの判断、これは起立で、これは挙手でということで判断していかれるというようなところでございます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） もう長い年期をもってこられた議員さんというのは、会議規則からもほとんど見ておられる、目を通しておられると思うんですが、私も100%見ておるわけじゃありませんけど、これは経験上なんですけど、今、成松委員が言った解釈という言葉、これは全国議長会で、いろいろな解釈の事例、そしてまた判例等々もあります。100%国の法律、9条じゃありませんけども、完璧じゃないというのをまず理解しとかないかん。地方の議会である程度裁量があるんですよ、解釈の仕方というのは。ですね。

その中で、今なぜ今回の本会議で増田議員が無記名投票というのを要望されたのかと、要求されたのかということなんですけど、先ほど来、嶋田次長あたりもちょっと個人的なあれで、事務局としてのですね、役割の中でお話ししたんですけども、経験上、これは絶対ですね、成松

委員がさっき言われたんですけども、議長がある程度ですね、この議案については、この発議については投票したほうがいいんじゃないかなと、事務局と判例なり解釈を見ながら決めるんです、普通は。そして、それを議会運営委員会にかける。その前に代表者会をする。代表者会の中には大概議運の委員長も入ったから、だから、そこで調整をする。調整がきかんだった場合にはまた返す、議運のほうでどうするかということで。また調整きかんときはまた代表者会を開くという、この流れをですね、ずっと私は経験上、やってきました。だから、それで落ちつくんですよ。落ちつかないことはほとんどありませんね。それはもう、はっきり言って投票すればいいわけですから、記名にするか、無記名にするかということ。議案については起立を、じゃあ、この議案については、18ある議案について、起立はどこでしょうか。じゃあ、はっきり言って見ます、与党、野党の中でもですね。議長はそこに物すごく権限があるんですよ。今、成松委員が言われたとおりですね。

そんならば、はっきり言って、これは起立にしよう。ですね。じゃあ、これは挙手にしよう。どうしてもわからんのは、もともとからそうなんです、投票にしようということはですね、大体こういう中では投票にしたほうがいいんじゃないかと。それについて記名にしようか無記名にしようかって事前の調整の中で議運で決めて、そして、議運が会派に帰ってからこういうことだと伝えれば、きょうの増田委員の無記名の要求はなかったと思うんですよ。説明をきちんとおけばなかったと思いますよ。そういうのを事前に私たちはやっぱりある程度ですね、お互いに理解をしなければ、これはもう、要求して、これをどうどうと、こんな休会してですよ、するより、やっぱりお互いに話し合いをしてですね、こういう流れでこう行きま

しょうやということの流れをですね、これから採決の方法を導いていかなければですね、やっぱり過去を振り返れば、そがんした問題はいっぱいあるんです。じゃあ、誰が一番悪かったかってなるわけでしょう。だけん、そういうのはやっぱり反省をしながら、そして採決の方法でいい方向に行くようにしたらどうですか、成松委員。

○委員長（野崎伸也君） もうよろしいですか、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 今ちょっと。

○委員（成松由紀夫君） 今、山本委員が言われたのはまさにそのとおりで。というのはですね、私が1期目のとき、山本議長が最初の議長のときに、よう言う聞かせってもらいよったというか、御指導仰ぎよる中で、よう言いよらしたつですよ。あんないって、会議規則は100%じゃなかつぞって。そこを全部網羅してやっていくのが議場整理権だと。だから、議場整理権の中で常に議会のコントロール的なことはきちんとやって、公明正大にやっていくんだというような話があったんですよ。だから、いろんなやり方があると、採決方法にしる何にしるあるっていう当時の話も考えた上で、やはりきょうの今、山本委員が言われることは、まさに私が思うとったことば今言いよんなるなと思って、そこは同感です。

○委員（山本幸廣君） そういうことで理解をしていただいたということで。お互いにですけども。そこで、要求された増田委員がおられますからですね、委員長、そこらあたりの方法についてですね、事務局サイドの解釈も含めてですよ、手順を踏んで、なるだけスムーズにいくようにですね。やはり議員一人一人は一国の主ですから、先ほど言われた自由の権限もあるし、自由の選択もせにゃいかんし、それは私は、一議員としてはですね、それはきちっとやっぱり私は、投票なり挙手なり、そしてまた起

立なりというのは、これは権限を持つとるわけですから、その中でのですね、流れというのをですね、こういうような休憩を長々としてからですね、市民感情の中で何やとんのかと言われるより、私はスムーズにいて、お互いに理解をしてスムーズに行くようなですね、事務局サイドのですね、事務の手续等をしていただきたいというように、委員長、思います。よろしくをお願いします。

○委員（成松由紀夫君） 今の山本委員の関連で。だから、先ほど私が言った部分の、山本委員が言われる、まさに混乱せんでというのは、当時、こういう部分も教わったってすよね。議長の議場整理権は、ある意味、絶対なんだと。首長の発言にしても、制止できるのは議長なんだと。だから、議長の発言というのは重いんだということも当時、言われつつの中で、私が言いよつとは、先ほど、休憩以前に発言を議長がされて、宣告された部分というのは、やはり重きを置いたほうがいいんじゃないだろうかと。それを、議長の発言に重きを置いた上で、また皆さんで話をされたらどうかなというふうに思います。

以上です。

○委員（増田一喜君） 関連ですけども、議長は議場において2名以上の賛成がありましたので、要求としては成立しましたと。通常であれば、そこで要求として成立しましたけれども、ほかにありませんかということをおっしゃって、次、はい、だから無記名投票にいたしますと宣言してしもうたもん。

○委員（成松由紀夫君） 宣言されたんですよ。

○委員（増田一喜君） うん。その場合であれば、次の記名という話が出るのであれば、次の意見が出る、それを少し待つてする、それがやっぱり議長としての一つの賢いやり方なのかなという気もしたんですけどね。それからすぐば

ぱぱつといて、もう無記名投票いたしますって宣言したものだから、こっちは、ああ、それは決定したんだなと思って、今ちょっとオロオロしているところですけどね。そこらあたりもやっぱり、議長は議長としての自分ときちんとしたそれをもって宣言していただきたいところはあるですね。それをわざわざ議運のほうに諮るような話ではないんじゃないかなという気もせんでもないんですけどね。

○委員（山本幸廣君） 増田委員が言われるのも、それはわかります。ただ、議長の整理権の中で、あの場面ではですね、はっきり言って事務局サイドも、やはりこれは判例解釈というのが会議規則も含めて全国議長会にありますけど、それについてはある程度のやっぱし時間をいただきたいという気持ちはあったと思うんですよ。ですね。だからこそ、議長としてはああいう宣言をしたんですけども。その後について、今の解釈の方法というのを今、御提案されたわけでしょう。だから、これからその解釈の方法の中でどうしますかということで、みんな今、諮るとるわけですけどから。それをやっぱしお互いに議論しながらですよ。方法を、はっきり言って、記名ですよ、はっきり言ってから、事務局サイドがよろしいですよというようにあるわけですから。それで、あとは投票の問題で、どう投票するかという。そこあたりについても、もう少し増田委員に理解できるようにですね。理解しておられると思いますよ。だけど、理解してもらえるように、説得じゃないですけども、その方法をもう1回だけですよ、話をしていただければと思います。

○委員長（野崎伸也君） わかりました。

○委員（増田一喜君） 今回のこの休憩中の議運なんですけども、ここにもありますように、議員発議案第3号及び第4号の採決方法についてということで、最初、冒頭、議長宣言で無記名投票による採決となりますというような報告

がありましたよね。その後に、次、じゃあ、無記名にしたらどうなるのという話になっていっちゃって、こういう場合はちょっと、先ほど議場で無記名で行いますみたいな宣言をしておいて、今度はそれを取り上げてというんじゃ、ちょっとまた先ほどの宣告と、この委員会を開いてのと少し違うのかなと。それが一旦終わって、そして、次、記名投票するというような、そういう少し分かれた話でもあるのかなと、そんな気もするんだけど、何でいっしょくたんに、そういう意見がここで出てきましたからって、それを話せないけんのかな。

○委員長（野崎伸也君）　しばらく休憩いたします。

（午後 1 時 5 8 分　休憩）

（午後 2 時 1 9 分　開議）

○委員長（野崎伸也君）　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど質疑に対し全国市議会議長会に照会をかけましたけれども、その件について報告のほうを嶋田事務局次長のほうからお願いします。

○議会事務局次長（嶋田和博君）　先ほど来、議題となっております、無記名投票を議長のほうから宣告をなさった後、後に再開して記名投票の要求があった場合、これは競合することになるのかという疑義につきまして、全国市議会議長会の調査広報部の法制のほうに確認をとりましたところ、一旦議長の宣告の後、すぐに投票に移行した場合はできないと。しかしながら、一旦、その準備のために休憩をとった場合、休憩を解いて開会直後に記名投票をされたしとの要求があった場合は、それは記名と無記名が競合するというふうに考えてよいというふうな結論でございました。

○委員長（野崎伸也君）　それでは、いろいろと質疑ありましたけれども、もう一度ですね、先ほどの一連の投票の説明について、もう一

度、議会事務局長から説明のほうをお願いいたします。

○議会事務局長（東坂　宰君）　ただいまのは投票の方法ということでよろしいですね。

○委員長（野崎伸也君）　はい。

○議会事務局長（東坂　宰君）　無記名、記名、両方説明させていただきます、あわせまして。

まず、仮に記名投票——、記名投票のほうは初めてですのでわかりにくいと思いますけども、要するに 2 つが競合した場合はこれを諮るんですけども、まず、どちらにするかというのは無記名投票で諮るというのは先ほど説明しましたので、そこまではいいかと思います。無記名投票で投票になった場合は投票用紙が参りますので、それを可とみなされる方は賛成と、否とみなされる方は反対と、賛成か反対という形で書いて投票箱に投票用紙を入れていただくということになります。もし仮に記名投票となった場合には、皆様方の机の上に、まだ開封していないんですかね、こういうのが入っております。この白と青の札です。これは鈴木田議長のを今、お借りしてきておりますけども、これの問題に対して、それを可とされる方は、この白い票、白票だけを持っていただいて、担当がおりますので、それにお渡しいただくということになります。この問題に対しては自分は否だと、反対するという方はこの青票、青い札を持っていただいて担当にお渡しいただく。白が賛成、青が反対というふうに考えていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君）　よろしいですか。よろしいですか。御質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君）　それでは、記名・無記名投票があるようでございますので、投票の立会人の選任について御協議いただきたいとい

うふうに思っておりましたが、先ほどの休憩中にですね、3名、立会人のほうを出していただきましたので、お諮りをしたいというふうに思います。

立会人、まず改革クラブ、中山議員、無所属未来、松永議員、自民党礎、村川議員、3名の立会人をお願いしたいというふうに思いますけれども、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 異議なしと認め、そのように決しました。

ほかに何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

（午後2時23分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成29年6月5日

議会運営委員会

委員長